

2011年4月6日

内閣総理大臣
菅 直人 様

日本労働組合総連合会

会長 古賀 伸明

東日本大震災への救済・復旧対策についての要請

3月11日に発生した東日本大震災の被災者の救援、避難者の支援、ライフラインの復旧などの緊急対策について、政府の懸命な取り組みに敬意を表します。

震災発生から間もなく1ヶ月を迎えることになりますが、1万数千人の行方不明者の捜索、被災者・避難者の支援、福島原発事故の沈静化など、緊急対応を要する多くの課題が山積しています。一方で、この困難を乗り越え、希望と安心につながる復興・再生への道筋の提示が求められています。

連合は3月15日に緊急対策の要請をいたしましたが、下記の追加対策について早急に実現をはかるよう要請いたします。

記

I. 当面の緊急対応について

1. 生命の安全と生活支援体制の整備

- (1) いまだ、避難所や在宅待機者の生命の安全、食料や薬、生活物資の供給が不十分なことから、「2次被害」の防止と被災者の生存権を重視した支援体制を確立する。
- (2) 一時避難所の環境を改善するとともに、仮設住宅を含む住宅の確保・提供を促進し、安定した居住環境を可及的速やかに整備する。
- (3) 被災者の「心のケア」のニーズが高まるところから、全国的な支援体制により、必要な要員配置を促進する。
- (4) 避難している場所・地域にかかわらず、被災者に必要な情報・支援が提供されるよう、全国の自治体、関連機関が協力して「被災者カルテ」を整備する。
- (5) 被災者の生活再建の基盤である雇用の維持・確保に向けて、雇用・労働対策に万全を期す。

2. 福島原子力発電所事故に対する危機管理体制

- (1) 国内外への的確な情報開示・伝達
 - ① 政府は、原子力災害対策本部のもとに福島原子力発電事故やその影響に関する情報収集・開示を一元的に行う。
 - ② 市民の不安解消と適切な情報提供のため、平易な解説を行うとともに、わかりやすい情報伝達・広報を行う。
 - ③ 海外への正確・迅速な情報発信を行う。あわせて、各国からの緊急援助隊・国際機関等に対して被災情報等を迅速に提供するとともに、連携した体制を講ずる。
- (2) 原発事故の危機管理
 - ① 福島原発事故への対応に、国内外の専門人材、必要資機材など考えうる最大限の資源を投入し、一日も早い事態の安定・収束をめざす。

- ② 政府は、地震・津波・原子力事故の複合的要因を考慮し、生活支援・居住支援・教育支援・賠償方針等を早急に策定する。これらの方針の下で、原子力損害賠償法に基づき、事業者と一体となって、誠意をもって賠償を実施する。
- ③ 原発事故により避難を余儀なくされた住民の住居や就労確保を含めた生活支援に万全を期すとともに、万一の健康被害のための検診や医療の提供等の支援制度を検討する。
- ④ 福島第一原発から半径 20～30 キロ圏内居住者は屋内退避・自主避難とされているが、事故の長期化に伴い、住民の不安の高まりや生活への支障が生じていることから、指示の見直し及び生活保障を早急に行う。
- ⑤ 農水産物の放射性物質測定とそれに基づく出荷の可否の判断については、国が防災基本計画や原子力災害対策特別措置法に基づき、測定結果を迅速に発表すると同時に、適切な指示を出す。
- ⑥ 国内外における原発事故の風評被害の防止と補償について、政府は、積極的な役割を果たす。

II. 復旧・復興に向けた体制整備について

1. 復興・再生の基本方針の策定と実行

(1) 基本方針の策定

- ① 復興・再生の基本方針を策定する。
- ② 基本方針において、生活再建、雇用・就労回復、地域の経済・産業再生、土地再生等を盛り込んだビジョン・基本理念、実施体制、工程表などを示す。
- ③ 基本方針を実行・推進するための基本法や特別措置法の制定及び補正予算措置を早急に進める。

(2) 復興・再生に向けた体制の確立

- ① 政府に復興対策本部を設置し、省庁縦割りを排除した司令塔としての役割・権限を付与する。そのもとに基本方針の実行を担う推進組織を設置する。被災地にそれらの地域拠点を設置し、地方自治体との連携を密にする。
- ② 復興・再生にオール・ジャパン体制で取り組めるよう、専門家、与野党政治家、被災地域の代表、労使代表などの人材を積極登用する。

2. 行政機関の回復と連携強化

- (1) 被災自治体の行政拠点の再建を全面的に支援する。基本的な自治体機能の回復のため、全国的な支援体制を確立する。
- (2) 罹災証明書の早期発行、同台帳の整備、被災者の生活再建支援等の手続きの簡便化をはかる。
- (3) 被災地域に国の総合出先機関を設置し、地方自治体と連携し、地域のニーズ把握、情報収集及び国の業務にかかる窓口対応のワンストップ化をはかる。

3. 救済・復旧のための補正予算の編成

- (1) 公債特例法案を早期成立させる。併せて、救済・復旧を速やかに実施するための補正予算を早急に編成し、成立させる。
- (2) 財源については、まず、歳出の削減や既存予算の大胆な組み換えにより捻出する。併せて、多様な財源調達方法を検討する。

以上の方策と併せ、別紙「当面の救済・復旧対策」を早急に進める。

以上

別 紙

2011年4月6日
日本労働組合総連合会

当面の救済・復旧対策について

1. 生活福祉関連

(1) 福祉・医療・介護

- ① 被災地で孤立している精神科病棟、障害者入所施設、介護保険施設、居住系サービスの入所者や職員の実態把握、安全確認、生活物資の確保及び移転先確保等を直ちに行う。
- ② 在宅待機被災者の実態把握を行い、安全確認、生活物資の確保等を行うとともに、在宅の患者や障害者への医薬品、医療材料の提供体制を確保する。
- ③ 今後P T S Dやうつなど被災者の「こころのケア」（メンタルケア）のニーズが高まるため、専門家等の人材の派遣体制を整える。
- ④ 難病や特定疾患にかかる薬剤や医療材料について安定的な供給をはかる。
- ⑤ 手術の計画などが立てられるよう、病院を計画停電の対象から除外することを電力会社に指導する。
- ⑥ 無菌製剤の供給を維持するため、同製剤の生産計画が立てられるよう、医薬品製造会社と電力会社の協議を踏まえ、電力会社に停電の計画を立案するよう指導する。
- ⑦ たん吸引機、人工呼吸器、酸素発生器など在宅医療に必要な電源や、電動車いすの充電態勢を確保する。
- ⑧ 医薬品等の供給体制を全国的に維持するため、医療機関及び薬局における医薬品等の必要以上の購入を自粛するよう、医療関係団体及び病院団体等に協力を求める。
- ⑨ 被災者に係る出産費用について直接支払制度を活用し、自己負担を一定期間免除する。
- ⑩ 医療機関における受診、保育所等福祉施設、介護保険施設等への入所にあたり、放射性物質に関するスクリーニング検査の証明書をもっていることを条件とせず、受診や入所等の際に同検査を行う態勢を直ちに整える。
- ⑪ 被災地の復旧作業の進展、就労生活の回復などを見据え、大幅なニーズの拡大が予想される介護や保育サービスの供給体制、マンパワーの確保をすすめる。
- ⑫ 被災地の医療機関・福祉施設・児童施設等で働いていた職員の雇用の確保と、人材のニーズを円滑にマッチングさせるため、医療・福祉・介護等関係職種に関する公的な職業紹介の仕組みを構築する。
- ⑬ 被災した医療機関・介護保険施設、保育所等福祉施設の再建のため、福祉医療機構による社会医療法人に対する償還期限の延長と貸出金利のさらなる引き下げ、社会福祉施設の建築資金にかかる貸し付け条件の緩和を行う。

(2) 衛生管理関係

- ① 被災地、特に避難所の衛生状態を改善し、衛生管理の徹底と感染症の流行を予防するため、次の対策を行う。
 - i) 清潔な水の確保、手指用消毒液、マスク等の全避難者への配布

- ii) バキュームカーの手配及び被災地における迅速かつ計画的なし尿処理の実施
- iii) 専門職を含むボランティアスタッフの役割分担の明確化による衛生管理の充実

(3) 子ども関係

- ① 子どものメンタルケアと生活環境の改善のため、専門家やボランティアの派遣体制を整える。
- ② 孤児の実態把握とメンタルケア体制の確保、児童相談所によるサポート体制の拡充をはかる。
- ③ 避難児に対するアレルギー対応食品や粉ミルク等の供給体制を整える。
- ④ 福島原発の周辺地域内外の乳幼児用の安全な飲料水を提供する体制を整える。

(4) 総合生活支援関係

- ① 地域ごとに生活や就労、医療・介護・福祉などの制度に係る総合相談や情報提供の窓口を整えるとともに、被災者に対するアウトリーチ型のサービスや支援を行うための要員を確保する。とりわけ、避難所へのボランティア・コーディネーターや専門職を含むボランティアスタッフの配置を促進する。
- ② 認知症、精神疾患（発達障害を含む）の患者、知的障害者等が躊躇なく安全な避難所または避難地に移転できるよう、受け皿の確保や専門家を含むボランタリーな支援チームの編成を進める。
- ③ 子育て世帯、障害者等が安心して避難生活を送れるよう、専用スペースの確保や避難施設や仮設住宅等のバリアフリー化を進める。
- ④ 自宅待機者の安全確認、孤立した集落や避難所に対する支援やアウトリーチによるニーズの掘り起こしを進める。
- ⑤ 避難所や一定期間居住が可能な住宅の提供に係る情報について、国が関係機関（中央省庁、都道府県、市町村、各種施設等提供主体）の調整を行い、被災者への情報提供を確実に行う。
- ⑥ 避難所や仮設住宅について、いわゆる「災害弱者」が孤立しないよう世代・世帯構成等も配慮する。
- ⑦ 民間事業者を含めたすべての放送事業者・情報提供主体に対し、緊急速報や避難情報、記者会見について手話・字幕・解説放送を徹底する。

(5) 生活支援のための特別措置

- ① 震災の被害を受け業務の継続に支障を來した公的医療機関、へき地診療所、政策医療実施機関、社会福祉施設に関する災害復旧費補助金の補助率を引き上げる。また、地域医療支援病院、災害拠点病院、在宅医療支援病院、在宅医療支援診療所など地域医療を支える医療機関の復旧費に対する補助金制度を創設する。（特別立法）
- ② 被災者または被災した事業所に勤務する者の給料が著しく低下した場合に、直ちに標準報酬月額を改定できるようにする。（健保法、船保法、厚年法等）
- ③ 被災者の医療費の一部負担金及び保険料（労使分）について保険者が免除できることとし、免除した保険者に対し財政支援を行う。また、被災者または被災した事業所に勤務する者の厚生年金保険料（労使分）について免除できることとし、免除期間については保険料を納付したこととみなす。（健保法、厚年法等）

- ④ 被災した医療機関・介護保険施設、保育所等福祉施設の再建のため、福祉医療機構による医療法人及び社会福祉施設に対する貸付条件の緩和を行う。
(融資関連)
- ⑤ 被災した介護保険被保険者の利用者負担額の減免、及び減免相当費用を国が補助することとする。また、介護保険施設等入所者の食費・居住費を減免し、減免相当額を国が負担する。(介護保険法)
- ⑥ 障害者支援施設入所者、知的障害児施設入所者の食費、光熱水費を免除する。(障害者自立支援法、児童福祉法)
- ⑦ 被災事業所における子ども手当法にかかる児童手当事業主拠出金を免除する。(子ども手当法にかかる児童手当法)

2. 雇用・労働関連

(1) 財源確保

- ① 雇用・労働に係る対策は、緊急対応として労使が拠出する労働保険料を主たる財源としてきたが、今次の非常事態にあたり、復興対策として一般会計からの財源投入を行うべきである。

(2) 労働者保護・雇用確保

- ① 労働行政を総動員し、避難所等における求職支援、労働相談等をワンストップで実施するための体制を強化する。
- ② 全国のハローワークで住宅付求人を開拓し、広域的な就職支援を実施する。

(3) 労働基準・安全衛生

- ① 復旧事業・計画停電対象地域においても、労働基準および安全衛生基準を遵守し、安易な緩和は認めない。
- ② 復旧事業に関するアスベスト・危険有害物質の曝露、過労等の安全衛生、災害防止対策を徹底する。(復興事業発注における安全衛生法や労働基準法等の遵守の要件化)
- ③ 被災労働者に対する健康確保対策、メンタルヘルス相談を実施する。

(4) 労働者救済

- ① 雇用保険の延長給付、失業給付特例措置の取扱について必要な見直しを行う。
- ② 未払賃金立替払制度の認定要件の緩和・支給額の上限見直し等を検討する。
- ③ 雇用促進住宅等の活用および雇用促進住宅の譲渡・廃止を凍結する。
- ④ 労基法 26 条に基づく休業手当および失業給付の特例措置の対象とならない休業に対する賃金補償制度を創設する。

(5) 雇用維持等における企業支援

- ① 雇用調整助成金の対象拡大(原発事故による避難指示も含める等)と、支給要件の緩和・水準を引き上げる。
- ② 雇用調整助成金の財源対策として、雇用保険二事業への一般財源投入をはかる。
- ③ キャリア形成促進助成金・認定訓練助成事業費補助金の特例措置をはかる。
- ④ 中高齢者・障害者、母子家庭の母等、就職困難者への就労支援を強化する。

(6) 雇用創出・就労支援

- ① 大規模な公的事業による雇用創出をはかる。（被災失業者の優先雇用と訓練支援）
- ② 失業無き労働移動のための出向・移籍支援に向けたマッチングを強化する。
- ③ 震災による内定取消し防止対策と新卒者対策を強化する。
- ④ 家族構成の変化等による就労支援のための保育施設・介護施設等を整備する。
- ⑤ 地域の雇用を創造する戦略的な産業構築支援とそれに必要な創業人材育成・創業支援を講じる。

(7) 雇用対策と連動した職業能力開発

- ① 緊急人材育成支援事業の要件緩和・給付水準の見直しと「求職者支援法案」の早期成立をはかる。
- ② 被災地域及び被災者の受入先における職業能力開発施設を充実させる。
(公的な拠点の設置・民間教育訓練機関の活用)

3. 国土・住宅関連

(1) 被災者用居住の安定確保

- ① 岩手県、宮城県、福島県が必要としている応急仮設住宅を供給し、被災者の生活基盤を確保する。阪神・淡路大震災時の約 48,000 戸（被災後 7 ヶ月間）を上回る戸数が必要となる可能性もあることから、早急に建設を促進する。
- ② 公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅の空き室約 21,600 戸の活用とともに、民間賃貸住宅の空き室の借り上げを推進する。また、窓口を簡素化するために設置された「被災者向け公営住宅等情報センター」を活用し、被災者の入居の円滑化をはかる。
- ③ 「阪神・淡路大震災復興基金」や「新潟県中越沖地震復興基金」と同様の基金を設立し、新たに住宅を再建する被災者が二重ローンを抱える場合に、既存および新規の住宅ローンにかかる支払利息を助成することで負担軽減をはかる
- ④ 住宅金融支援機構や民間金融機関に対し、住宅ローンの返済猶予や金利の引き下げを求める。
- ⑤ 被災者が住宅を再建する際には、金利や保証料の低い「住宅復興ローン」を設定するよう求める。
- ⑥ 被災者が再建する住宅について、土地および家屋に係わる不動産取得税および固定資産税の負担を軽減する。

(2) 被災者生活再建支援

- ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正し、公営住宅建設の国の補助率（現行 3/4）を引き上げ、被災市町村の負担を軽減する。
- ② 被災者生活再建支援法を改正し、被災者に対する生活関係経費（最高 100 万円）と居住関係経費（最高 200 万円）を拡大するとともに、年齢や年収、住宅再建の有無などの要件を緩和する。
- ③ 被災市街地復興特別措置法の一部を改正し、住宅の復興に長期間かかることが見込まれるため、公営住宅の入居期間（現行 3 年間）を延長する。

- ④ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を改正し、住宅宅地における住宅の建設・購入経費などを支援する集団移転促進事業について、国の補助率（現行3/4）を引き上げ、被災市町村の負担を軽減する。
- ⑤ 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法を改正し、行方不明者が多数であることから、区分所有建物の再建決議の要件（現行議決権の4/5）を緩和する。

（3）防災体制（被災地以外の地方自治体向け）

- ① 地域住民への緊急情報システム、避難所、防災備蓄体制の点検・周知・再確認を早急に実施する。

4. 交通・運輸関連

（1）緊急物資輸送体制の確立

- ① 燃料の確保を含め被災者救援物資などの緊急物資に係る輸送体制・体系を早急に確立する。

（2）公共交通の維持・確保

- ① 被災地域の公共交通機関の回復と交通網の再整備を早急に進める。
- ② 「阪神・淡路大震災復興基金」や「新潟県中越沖地震復興基金」を参考にして、公共交通が運休・減便・廃止された地域で運行するための経費を補助する。
- ③ 海外の航空会社に対して成田空港の安全性を明示し、ダイヤの正常化など乗客や荷主の利便性を直ちに回復させるよう求める。

5. 教育関連

（1）教育現場の復旧並びに修学支援

- ① 地方自治体と連携し、地震・津波により倒壊した学校を優先的に、被災した文教施設の復旧を推進する。また、復旧までの間に学校教育で使用する、代替教室などの確保を迅速に行う。
- ② 地方自治体と連携し、被災地ならびに避難先における教育が適切に行われるよう、状況に応じた教職員の配置を行う。
- ③ 地方自治体と連携し、義務教育段階において、就学援助金の支給、教科書や教材、文房具、通学用品の支給を迅速に行う。
- ④ 地方自治体と連携し、被災による心的ストレスを抱える子どもの把握、メンタルヘルスへの適切な対応を行うための環境整備を推進する。
- ⑤ 地方自治体と連携し、被災した学生等の進級・進学・就職等に不利益が生じないよう、入学試験、単位の認定、学位及び卒業の認定等について、弾力的に対処するよう学校に対し指導を行う。
- ⑥ 地方自治体と連携し、幼稚園・高等学校・大学等での修学を断念することができないよう、学校等に対し入学料（入園料）、授業料（保育料）の減免・延納措置を講じるよう指導・支援を行う。
- ⑦ 地方自治体と連携し、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充を図る。

6. 食料・農林水産関連

(1) 生活再建支援のための補償関連法手続きの簡素化

- ① 農業災害補償法および天災融資法に基づく補償を迅速に進めるため、手続きの簡素化を図り、農業従事者の速やかな生活再建を支援する。
- ② 漁業災害補償法、漁船損害等補償法および天災融資法に基づく補償を迅速に進めるため、手続きの簡素化を図り、漁業従事者の速やかな生活再建を支援する。

(2) 生活再建支援のための金融機関への協力要請

- ① 震災により作付けが不可能になった農業者および農業事業体について、農機具ローン等の支払いを一定期間猶予するよう金融機関に要請する。
- ② 震災によって船を失った漁業者および漁業事業体について、船および漁具類に対するローンの支払いを一定期間猶予するよう金融機関に対し要請する。

7. 金融・税制関連

(1) 被災者・被災企業への金融支援

- ① 震災下での預金通帳・印鑑・有価証券・保険証書などの紛失・汚損時の対応をはじめ、東日本大震災での罹災に伴う様々な対応について、2011年3月11日に金融庁より、各金融機関・証券会社・保険会社・共済組合等へ要請された内容が、現場で徹底されるよう適切に監督する。
- ② 金融機関が行う被災者向け融資について、国による保証制度、利子補給制度を設ける。
- ③ 非課税による特例払出や非課税適用条件の緩和など、財形年金・財形住宅の非課税要件を緩和する。
- ④ 遠隔地に避難している被災者の金融ニーズに対応できるよう、協同組織金融機関（ろうきん等）の地区規制・業務範囲を弾力的に取り扱う。
- ⑤ 地域金融機関の資金供給に支障が生じるおそれがある場合には、公的資金の予防的注入も含めた金融円滑化のための政策を迅速に実施する。

(2) 被災者・被災企業への税制面からの支援

- ① 被災者の生活再建を税制面から支援するため、阪神・淡路大震災における対応に上乗せして以下の措置を講じる。
 - i) 災害減免法について、減免措置を1年から2年（2010年・2011年）に延長し、徴収猶予期間を2年間（2012年・2013年）とする。
 - ii) 住民税についても、同様の措置を講ずることを法律に明記する。
 - iii) 所得税・住民税の雑損控除の適用期間を5年（現行3年間）に延長する。
 - iv) 被災者が代替自動車を購入する場合、自動車取得税をはじめとする自動車関係諸税を減免する。

(3) 被災企業への経営支援

- ① 2011年3月以降に年度末を迎える企業について、株主総会の開催、有価証券報告書などの提出期限の延長について法律・政令などにより柔軟に対応する。

8. 中小企業関連

(1) 資金繰り対策

- ① 企業の継続または再建に必要な資金（約2兆円）を確保し、厳格な要件を設けることなく、中堅企業も含めて十分な対応をはかる。

(2) 被災企業支援策

- ① 猶予されている社会保険料・労働保険料の負担について一定期間免除する。
- ② 雇用調整助成金について大幅な要件緩和をはかる。
- ③ 被災企業に係る債務調整（民事再生手続き、中小企業再生支援協議会、特定調停制度など）手法の周知と資金繰り支援（事業再生支援資金）を行う。
- ④ 国内外産業のサプライチェーンを構成し国民生活に深く影響を及ぼす企業、地域経済・雇用への貢献度の高い企業について、当面の復旧や事業運営に関する重点的支援を行う。

9. 電力供給力不足関連

(1) 計画停電の回避に向けた需給対策

- ① 東京電力および東北電力に対し、計画停電（輪番停電）の情報提供を早期に行うなどの運用方法の改善とともに、医療・福祉や企業の生産活動への配慮を要請する。
- ② 夏場の計画停電の回避を目指し、電力消費の抑制・平準化について国民的運動を展開する。また、企業の消費電力量削減策の一環としての操業時間シフト等に対応した、労働時間や勤務形態の変更及び労使協議の実施に対して、都道府県労働局による指導・助言を強化するなど、必要な措置を講じる。
- ③ 企業などが保有する既存の発電設備を最大限に利活用するための制度的・予算的な支援を行う。

(2) 電力使用量の「見える化」による節電行動の促進

- ① 電力使用量を「見える化」するためのスマートタップ、スマートメーターの普及促進（無償配布など）やインセンティブに係る財源を確保する。
- ② 蓄積型での節電の「見える化」および節電行動などに対するエコポイントなどのインセンティブ付与により節電行動の促進をはかる。併せてエコポイントを被災者支援に活用できるようにする。

10. 消費者関連

(1) 風評被害の防止

- ① 福島原発の周辺地域で収穫される農水産物の安全性を確認し、店頭で販売しているものについては安全であることを消費者にわかりやすく丁寧に広報する。また、出荷制限や生産地表示を「県単位」から「地域単位」に細分化し、出荷制限の最小化や風評被害の防止をはかる。
- ② 首都圏の量販店・小売店を中心に、出荷制限以外の農水産物についても入荷を自粛するケースが後を絶たないことから、関係業界への適切な行動を求める。
- ③ 貿易相手国に対して、農水産物を始めとする、わが国からの輸出品について安全性を確認のうえ、国家保証を宣言するなど丁寧な情報出しを行い、風評被害を防止する。

(2) 公正取引監視強化・犯罪防止強化

- ① 地方自治体と連携し、便乗値上げを防止するため監視を強化する。
- ② 国民生活センター、地方自治体の消費生活センター、警察等と連携をとり、家屋補修などに関する悪質販売や募金・カンパ詐欺に対する監視を強化するとともに、消費者に対して注意喚起を行う。

11. 人権・「災害弱者」関連

- (1) 子ども・障害者・高齢者・外国人・一人親・女性など、いわゆる「災害弱者」の安全確保や人権の尊重に留意し、差別的な対応が行われないよう配慮する。
- (2) 救援・復旧等の情報について、外国人の母語で理解できるよう複数言語で提供する。
- (3) 救援・生活支援・仮設住宅入居等において、外国人が差別されないよう、人権に配慮した措置を講ずる。

12. ボランティア関連

- (1) ボランティア・コーディネータを配置し、被災地ボランティアの活用・参加に関するマネジメント機能を強化する。
- (2) 政府の震災ボランティア連携室、被災地のボランティアセンターを基軸に、ボランティアの募集・参加・配置・効果的な活動について関係団体のネットワークを強化する。
- (3) 企業、官公庁、教育機関等、多様な職域・職場からのボランティア参加を可能とするよう、経営者・首長・施設長等の理解と支援を促進する。
- (4) ボランティア参加者に対する、安全確保対策や参加ルールなど基礎的情報提供を行う。

以上